

3月1日(日)～3月7日(土) 春の全国火災予防運動

全国統一防火標語

ひとつずつ いいね!で確認 火の用心

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント
- 3つの習慣・4つの対策 -

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

【備えよう住宅用火災警報器!!】

住宅用火災警報器は10年を目安に交換をおすすめします。

防火ポスターを展示します

場所 | アスピアたまがわ 1階展示ホール
期間 | 3月1日(日)～3月8日(日) ※開館時間内
内容 | 火災予防をテーマに描いた小学4年生の入選作品を展示します。

問 小川消防署 消防課 ☎ 72-3565

会員証の更新をお忘れなく

体育センターの会員証の期限が3月31日で切れます。令和2年度の会員登録が必要になりますので、4月1日以降に会員証と料金を添えて体育センター受付にて更新手続きをお願いします。

町内個人会員	
小・中学生	無料
高校生・60歳以上	600円
一般	1,200円
会員証(カード代)	150円
町内ファミリー会員	
一家族(4人まで)	3,000円

問 体育センター (せせらぎホール)
☎ 65-3830

もしもの備え スポーツ安全保険

スポーツ安全保険はスポーツ以外の文化活動団体や、地域活動団体でも4名以上であれば加入できます。思わぬ事故やけがに備えて加入しましょう。加入依頼書は体育センターにてお受け取りください。

問 体育センター
(せせらぎホール)
☎ 65-3830



国民年金保険料免除・納付猶予制度について

国民年金保険料を納めていない状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。経済的な理由や災害等により、国民年金保険料を納めることが困難なときは、免除・納付猶予制度があります。

免除(全額免除・一部免除)制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料が全額免除または一部免除(四分の三免除・半額免除・四分の一免除)となります。

免除や納付猶予を希望される場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を役場町民課窓口または年金事務所に提出してください。申請書は各窓口にご用意しているほか、日本年金機構ホームページからも印刷できます。

※一部免除の場合は減額された保険料を期限内に納める必要があります。

※天災や失業等の理由による申請もできます。その際は、公的機関で発行する証明書(雇用保険被保険者離職票等)を添えてください。

納付猶予制度

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料が猶予されます。

申請時期について

令和元年度の保険料免除の受付は、令和元年7月から受付を開始し、令和元年7月分から令和2年6月分までの期間を対象として審査を行います。また、申請できる過去の期間については、申請書を提出した日から2年1か月前までになります。過去2年間に国民年金保険料の未納があり免除を希望される方は、お早めに申請してください。

問 役場町民課 ☎ 65-0812

問 川越年金事務所お客様相談室 ☎ 049-242-2657

保険料の追納

免除(全額・一部)の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額は少なくなります。免除の承認期間について10年以内に保険料を納付すれば、本来支払った場合と同様に扱われます。

※保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

ときがわ町



温泉スタンド

ご家庭で本格的な温泉を気軽に楽しめます!

営業時間 9時～17時 毎週水曜日が定休日です。
利用方法 セルフサービスの温泉スタンドです。20リットル100円(50円単位で販売、おつりは出ません)。浴槽20リットルにつき20リットルが目安です。
注意 入浴後、鉄製品等は水洗いしてください。また、温泉の飲用はできません。衛生管理のため、塩素滅菌を行っています。
所在地 ときがわ町大字大附870番地3(桃木地区八幡神社から大附方面へ約800m)
問い合わせ ときがわ町役場産業観光課 TEL0493-65-1532(直通)

有料広告募集中 ご覧いただいている広報ときがわを、あなたのお店やイベントの宣伝に役立てませんか? ☎ 65-0401
配布部数 月約4,000部 発行日 毎月第4金曜日 広告料 1段/20,000円 1段の2分の1/10,000円

訴訟・調停を裁判手続き 相続登記手続き 成年後見 借金問題 許認可申請 など 広告

おがわ町総合法務事務所

紛争・悩み事を解決!
☎ 0493-81-6630



比企郡小川町大字大塚865-2(小川町駅徒歩8分) 営業時間 9:30～18:00(第2・4土、日@休)
有料広告募集中 ご覧いただいている広報ときがわを、あなたのお店やイベントの宣伝に役立てませんか? ☎ 65-0401
配布部数 月約4,000部 発行日 毎月第4金曜日 広告料 1段/20,000円 1段の2分の1/10,000円